

平成23年6月29日

教職員 各位

学 長

### 東日本大震災に係る災害ボランティア活動参加を始めとした学生の活動 に対する支援金の募集について

東日本大震災の発生から3か月余りが経過しました。これまで、本学においても、学長等による福島県調査団の派遣、教職員・学生による様々な支援活動が行われてきたところですが、被災地の復興にはまだまだ長い時間が必要な状況にあり、今後もこのような支援活動を継続していくことが必要となります。特に、学生によるボランティア活動については、今後、長期休業期間を活用した活動が増加することが予想されることです。

つきましては、このような学生によるボランティア活動を始め、学生の様々な活動全般について、資金面から支援し、もって学生の教育に資するために、教職員の皆様から支援金を募りたいと思いますので、下記により、皆様のご協力をお願いします。

#### 記

#### 1. 募集金額

原則として1口 1,000円とします。口数でお申し込みください。

#### 2. 募集期間

平成23年6月29日（水）～9月20日（火）

#### 3. 募金方法

本支援金は、奨学寄附金として受け入れますので、次の手続きが必要となります。

##### (1) 現金で寄附する場合

○寄附申込書に必要事項を記載し、現金と一緒に次の現金受付窓口でお手続きください。その際、預り証を発行します。

○後日、寄附申込者に対し寄附金領収書を送付します。

##### 【現金受付窓口】

- ・文京キャンパス：財務部財務課出納係（工学系1号館1号棟1階）
- ・松岡キャンパス：財務部財務課経理係（管理棟1階）

##### (2) 銀行振込みを希望する場合

○寄附申込書に必要事項を記載し、学内便等で次の寄附申込書提出窓口までご提出ください。

○後日、振込の案内状をお送りしますので、ご確認の上、手続きをお願いします。

**【寄附申込書提出窓口】**

・総務部総務課総務係

(3) その他

当該寄附金の受入れについて、教育研究評議会に報告します。

#### 4. 税額控除

寄附金は、税法上の控除の対象となります。概要は次のとおりですが、詳細は国税庁等のホームページ等でご確認ください。

(1) 所得税の控除

**次のいずれか低い金額－2,000円**

○今年支出した寄附金の額

○今年の所得金額の40%相当額

を今年の所得金額から控除できます。

(2) 住民税の控除

①個人県民税額からの控除額

**(寄附金－5,000円) × 4%**

で算出される額が、福井県民の個人県民税額から控除されます。

なお、県及び市町両方の指定を受けた場合、個人市町民税からも控除対象となります。したがって、住民税(県民税+市(町)民税)全体としては、

**(寄附金－5,000円) × 4%又は10%(4%+6%)**

で算出される額が個人住民税額から控除されます。

②条例により本学に対する寄附金を控除対象として指定した地方公共団体

○福井県

○坂井市及び小浜市以外の15市町

#### 5. 学生への支援額

今回の東日本大震災に係るボランティア活動参加については、学生一人あたり1回につき7,000円(税差し引き後の額)を支援します。

ただし、福井県災害ボランティアセンター連絡会に登録を行ってボランティア活動に参加する場合は、県がバス代及び保険料を負担するので、3,000円(税差し引き後の額)とします。

なお、支援金の拠出状況によっては、支援額を減額することがあります。

**【本件担当】**

総務部総務課総務係 北島、渡邊

内 線：2015、2013

E-mail：sssoumu-k@ad.u-fukui.ac.jp